

- 1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）
- 2 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）
- 3 療養期間の考え方
- 4 入院調整にかかる基本的な考え方
- 5 患者支援体制
- 6 公表（発生動向調査）
- 7 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い
- 8 医療機関向け補助金
- 9 新型コロナワクチン接種
- 10 5 類移行に向けた今後のスケジュール

1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）

発生届

・感染症法12条/15条に基づく届出・報告

- ①発生届
（ハイリスク者）
- ②日次報告

入院勧告 ・措置

・感染症法19条/20条に基づく入院勧告・措置
・患者移送の根拠
・入院調整の根拠

外出自粛 健康観察

・感染症法44条の3第2項
不要不急の外出自粛を要請
・体調の報告と健康観察

就業制限

・感染症法18条に基づく
就業制限（罰則規定）

終了

・発生届・日次報告は、**5月7日届出分で終了**
（5月7日までの発生届は、5月14日まで
HER-SYSで遡り入力が可能）

・陽性者サポートセンターも終了

・入院勧告・措置の対象ではなくなる
・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
・行政は医療機関支援などの役割を担う

・外出の制限がなくなる（個人の判断）
・届出がないので健康観察は終了
・発症後5日間かつ症状軽快24時間後までは
外出を控え様子を見ることを推奨

・行政による就業制限はなくなる
・個人の主体的な判断を尊重

2 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）

全額公費負担

外来治療費
(検査・治療)

保険診療

・ **受診時の費用は通常の保険診療**

※新型コロナ治療薬費用は除く

・ 施設発生時、保健所が必要と判断した場合には
行政検査（キット配布）

自己負担なし

入院費

自己負担あり

月最大2万円の公費支援

・ 入院費は、原則として自己負担を求める
・ コロナ治療のため入院した場合、激変緩和
措置として9月末まで月最大2万円軽減

新型コロナ
治療薬

全額公費負担

自己負担なし

・ 9月末まで自己負担なし

3 療養期間の考え方

行政による外出制限・就業制限はなく、個人が主体的に判断

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨 症状が重い場合は医師に相談すること					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					咳やくしゃみ等が続く場合、咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう
	無症状者	検体採取日	検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨 やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					
濃厚接触者		保健所による濃厚接触者の特定は行われません 法に基づく外出自粛は求められません 特に5日間(最終接触日を0日目)は自身の体調に注意すること 7日間は発症の可能性がある期間 手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう											

令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」参照

4 入院調整にかかる基本的な考え方

医療体制

- ・入院措置が原則
- ・行政関与が前提
- ・限られた医療機関による特別な対応

変更

自律的な通常対応

幅広い医療機関による対応

入院調整

行政による調整
(病床確保を含む)

変更

入院要否は医療機関が判断

医療機関間調整を基本とする

行政の役割

感染症法
(入院勧告・措置)に
付随する業務として
行政で実施


変更

移行に向けて最長9月末まで実施

体制移行に向けた環境整備

- ・システムによる病床情報の共有
- ・病床情報提供窓口の設置 (8:30~17:00)
- ・入院調整困難時のサポート (保健所及び医療調整本部)

5 患者支援体制

発熱外来	診療・検査医療機関の指定、公表	変更	幅広い医療機関で診療が可能 発熱診療を実施する「外来対応医療機関」を公表
受診相談 陽性相談	受診・相談センター 体調悪化時の相談	継続	機能を統合して「受診情報センター」として継続  0120-056-203 (24時間年中無休)
宿泊療養	隔離目的のホテル入所 要介護高齢者の隔離療養	終了	5月7日(日)で終了
搬送	入院・ホテル等送迎	継続	ケア付き宿泊療養施設は最長9月末まで継続 (自己負担あり)
生活支援品	パルスオキシメーター・ 食品・日用品・子供用品	終了	原則終了(ケア付き療養施設入所時のみ実施)
生活支援品	パルスオキシメーター・ 食品・日用品・子供用品	終了	5月7日(日)をもって終了
陽性者登録	陽性者サポートセンター	終了	5月7日(日)をもって登録終了
検査キット 配布	有症状者向けキット配布	終了	5月7日(日)をもって配布終了 (5月5日(金)受付分まで)
無料検査	感染不安のある県民向け 一般検査事業	終了	5月7日(日)をもって無料対応は終了

6 公表（発生動向調査）

全数把握

毎日の
感染者数公表

ゲノム解析公表

高齢者施設等の
クラスター公表

変更

定点把握

変更

終了

定点医療機関（県内の特定の医療機関）にて確認された陽性者数（年齢階級別/性別）を保健所に報告

感染症週報にて毎週木曜に公表

（速報:午前10時頃、正式版:午後2時頃更新）

前週（月～日）までの患者数を翌週木曜に公表

初回公表は5月18日（木）（前週5月8日～14日の患者数）

宮城県感染症発生動向調査情報
2023.4.3 ~ 2023.4.9 - 第14週 -

令和05年04月13日発行

1. 集計

上段は患者発生数、下段は定点当たり

疾病	保健所					仙台市	宮城県(含む仙台市)					
	仙南	塩釜	大崎	石巻	気仙沼		患者数	累計	第11週	第12週	第13週	第14週
水痘		2 0.20		1 0.17		1 0.04	3 0.05	51				
流行性耳下腺炎				1 0.17		1 0.04	2 0.04	19				
感染性胃腸炎	11 2.75	37 3.70	24 4.00	23 3.83	1 0.50	113 4.19	209 3.80	5,778	◎	◎	◎	◎

掲載先 宮城県結核・感染症情報センター

<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

県は感染症週報にて週1回公表、仙台市はHPにて随時公表

5月7日発生分をもって終了

7 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い

全数探知

- ・発生届
- ・陽性者が発生時の保健所への連絡
- ・クラスター発生施設公表

変更

他の感染症と同様の枠組で対応

医療機関、社会福祉施設からの報告による探知

- 同一の感染症（疑い含）が10名以上発生した場合等の保健所報告
- ・医療機関の院内感染対策の一環としての保健所報告
 - ・社会福祉施設からの随時報告
 - ・クラスターの公表は終了

施設調査対象

ハイリスク施設

- ・医療機関
- ・高齢者施設
- ・障害者施設

継続

ハイリスク施設優先の調査対応を継続

オミクロン株が主流の間は、その特徴を踏まえ現在の対応を継続

- 医療機関、高齢者施設/障害者施設について調査実施
ハイリスク施設以外について保健所の判断により必要時調査実施

発生時検査

- ・保健所が必要と判断した場合の検査（PCR/検査キット）
- ・嘱託医等による検査（行政検査）

変更

陽性者発生時、保健所が必要と判断した検査は行政検査（原則検査キット配布にて対応）

- 検査公費支援が終了するので、上記以外で嘱託医等が検査を行う場合は保険診療又は実費にて施設対応

8 医療機関向け補助金

設備整備支援

診療・検査医療機関等が
コロナ診療に必要な設備を
購入する費用を補助



継続

新たに対応する医療機関の設備整備

必要となる設備整備に対する補助は
引き続き実施
国からの通知があり次第、お示しします

緊急配布

G-MISによる個人防護具の
緊急配布要請への対応



継続

新たに対応する医療機関も対象

実施方法は国からの通知があり次第、
お示しします

9 新型コロナウイルスワクチン接種

5類移行後も予防接種法に基づく「特例臨時接種」として、令和6年3月31日まで自己負担なし

接種スケジュール		～5月7日	5月8日～8月	9月～
追加接種	65歳以上	令和4年秋開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	令和5年春開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	令和5年秋開始接種 ワクチン未定
	12歳以上 基礎疾患のある方 医療従事者等 上記以外の方			
	5歳～11歳 基礎疾患のある方 上記以外の方		対象外	
	初回接種		令和5年春開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	
初回接種	生後6か月以上	令和4年秋開始接種	オミクロン株対応 2価ワクチン	
		初回接種	従来型ワクチン	

10 5類移行に向けたスケジュール

医療機関向け研修の開催（4月21日（金）WEB開催）

県内医療機関対象に、実践報告や講義（感染対策・治療）を配信

各種通知の発出（4月下旬～5月上旬）

発生届（日次報告）、HER-SYSの取扱い、入院公費の請求等、5類移行にあたって取扱いを説明する通知を発出

入院調整にかかる体制について情報共有（4月下旬～）

入院調整の進め方や病床確保状況の共有など

県民向け周知（4月下旬～）

5類移行後の制度変更や対策について県民向けにわかりやすく周知・啓発（マスメディア、ホームページなど）

◇内 容

感染症法上の位置づけ変更後、病床確保を含むコロナ患者の入院受入の考え方を把握するため、県内の全病院（132病院）にアンケート調査を実施したものの。

◇調査期間

令和5年4月7日～4月13日

◇回答状況（R5.4.20 15時時点）

124 / 132病院（回答率93.9%）

5月8日以降の確保病床について

現在		5月8日以降（見込み）	
確保病床	42病院 622床（重症55床）	確保病床	46病院 339床（重症21床）
実績あり 入院受入	78病院	入院受入 可	61病院（※最大618床） 内訳 20床（他院患者含む） 420床（自院患者のみ） 178床（確保病床以外）
実績なし 入院受入	12病院	入院受入 困難	17病院 1病院（病床確保） 8病院（受入実績あり） 8病院（受入実績なし）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・9割（120/132病院）を超える医療機関が、自院留め置きを含め、既にコロナ患者の入院受入実績あり ・入院受入実績のない医療機関は、整形外科・精神・眼科等の単科病院や比較的規模の小さな病院が多い 	目指すべき 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・現に確保病床を有していた病院は、可能な限り中等症Ⅱ以上の受け入れを目指す ・入院受入可の病院は、自院患者のみならず、他院からの受け入れを目指す ・入院受入困難の病院は、自院で患者が発生した際に、少なくとも自院留め置きを目指す

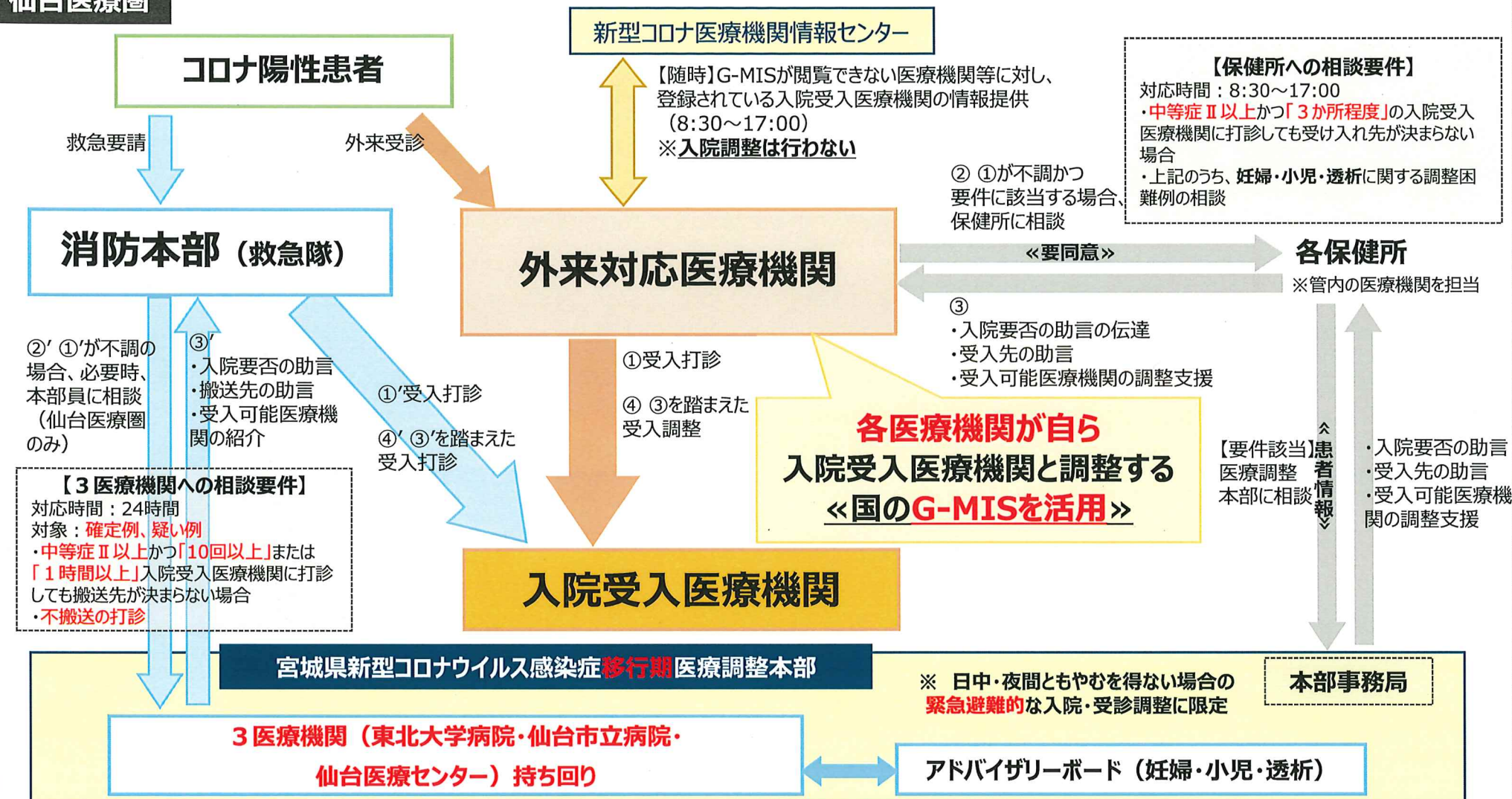
※アンケート未回答が8病院（入院受入実績あり：6病院、入院受入実績なし：2病院）あるため、合計数が一致しない

5月8日以降の入院調整の流れ（案）

資料3

- 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、これまでの行政による調整から、**他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みへ移行する。**
- 入院受入医療機関情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター」を新設するほか、調整困難時の支援体制を一部継続する（**最長9月末**）。

仙台医療圏

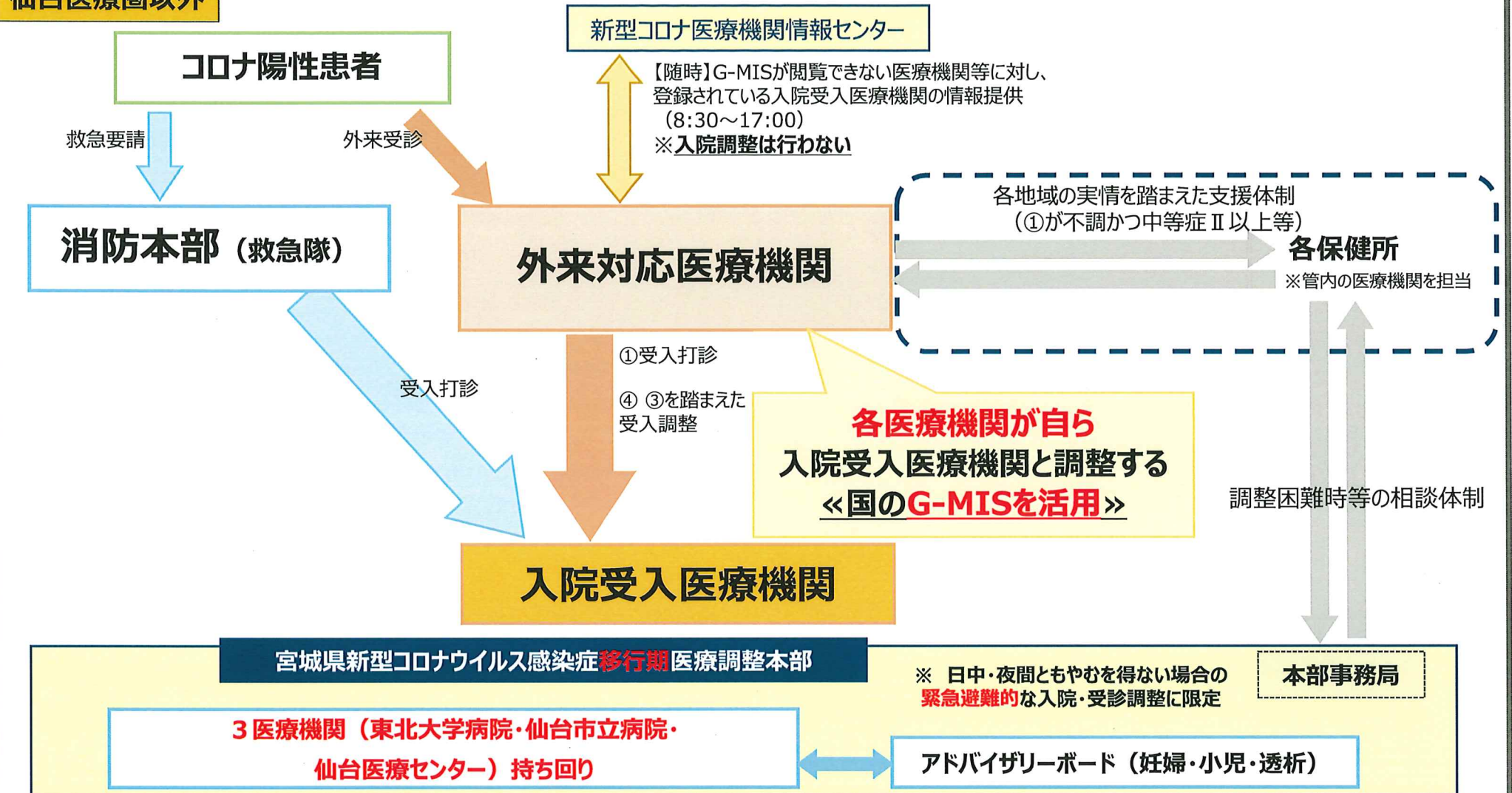


※ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに必要な見直しの検討を行う。また、地域の実情や入院調整の状況を踏まえ、移行期間中も随時見直しを行っていく予定。

5月8日以降の入院調整の流れ（案）

- 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、これまでの行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みへ移行する。
- 入院受入医療機関情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター」を新設するほか、調整困難時の支援体制を一部継続する（**最長9月末**）。

仙台医療圏以外



※ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに必要な見直しの検討を行う。また、地域の実情や入院調整の状況を踏まえ、移行期間中も随時見直しを行っていく予定。

病床確保に御協力いただいている医療機関への要請（仙台医療圏）（案）

現在

病床確保
23 医療機関

うち夜間輪番
14 医療機関
(2 病院/日)

東北大学病院 / 東北労災病院
/ 東北公済病院 / JCHO仙台病
院 / 仙台厚生病院 / 仙台医療
センター / 東北医科薬科大学病
院 / 仙台オープン病院 / 仙台市
立病院 / 仙台赤十字病院 / 仙
台徳洲会病院 / JCHO仙台南病
院 / 坂総合病院 / 県立がんセン
ター

5月8日以降

日中
輪番

新たに依頼
1 病院 × 1 床

1 床

夜間
輪番

継続
2 病院 × 1 床

2 床

当面の対応

入院調整の
状況を踏ま
え、
移行期間
中も見直し
を検討

移行期医療調整本部による入院・受診調整

日中・夜間ともやむを得ない場合の**緊急避難的**な
入院・受診調整に限定されるため、
多くの入院・受診調整依頼に対応することは不能



国の方針を踏まえ、今後は入院及び受診の調整については
原則としてコロナ前と同様の通常医療体制の中で行われること
を御理解いただき、御協力をお願いします